

## 平成 27 年 6 月定例会 請願

### 平成27年請願第 1 号 鳥獣保護区の改定についての請願

#### ・受理年月日

平成 27 年 5 月 12 日

#### ・請願の要旨

女遊部地区は県道242号から東側が鳥獣保護区となっており、ニホンジカ、熊、その他の鳥獣による被害が年々拡大している。

特に今年は、住宅の庭先まで入り込み、野菜、草花の被害が甚大で地域住民が困窮している状況である。

よって、国道 45 号より西側（女遊部）を保護区から除外するよう、県に対し強力に働きかけてほしい。

#### ・請願者の住所氏名

釜石市両石町第 4 地割58  
女遊部自治会 会長 佐藤 実

#### ・紹介議員

合田良雄

#### ・処理経過

平成 27 年 6 月定例会本会議において、経済常任委員会へ付託しました。

上記項目を記載した請願文書表を全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

#### ・審査結果・採決

経済常任委員会での審査の結果「採択すべき」とし、平成 27 年 6 月 26 日の 6 月定例会本会議において、小鯖利弘委員長から報告しました。

本会議での採決の結果、全会一致で「採択」しました。

請願と同趣旨の意見書を委員会提出議案として提出し、可決の上、岩手県に対して意見書を提出しました。

## 平成 27 年 6 月定例会 陳情

### 平成27年陳情第 2 号

### 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める 陳情

#### ・受理年月日

平成27年 3 月 9 日

#### ・陳情の要旨

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生している中、公務労働者は国・地方を分かつず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。

仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたならば、迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられる。

しかし、国は現在の都道府県制度をなくし、「道州制」導入の議論が活発化している。

道州制は、国が本来果たすべき国民への責任を後退させるもので、生存権や教育権など、憲法が定める基本的人権を踏みにじるものにほかならず、公務・公共サービスや教育の後退にもつながるばかりか、「この国のかたち」を根本的に変えるという極めて重要な問題を持っている。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震などの発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。

こうした中で、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠である。

については下記の項目について、国に対して要請するようお願いする。

#### 記

1. 国の責任を放棄する道州制は導入しないこと。国は憲法が定める生存権や教育権などナショナルミニマムを保障し、国民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように必要な役割を發揮すること。
2. 国と地方自治体が協力して国民の安全・安心を確保するため、国の出先機関を存続・充実させること。

#### ・陳情者

盛岡市紺屋町7-26 盛岡公共職業安定所内  
岩手県国家公務関連労働組合共闘会議 議長 岩崎 保

#### ・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。